

愛知県アルコール健康障害対策推進計画策定検討委員会開催要領

(目的)

第 1 条 アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）第 14 条に規定する計画となる愛知県アルコール健康障害対策推進計画「以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その内容を検討するため、愛知県アルコール健康障害対策推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は推進計画を策定するため、必要な検討を行うものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会に座長を置き、座長は委員会において委員から選出する。

3 座長が不在のとき、又は座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 4 条 委員会は、愛知県健康福祉部保健医療局長が招集する。

2 座長は委員会を統括し、委員会の進行にあたる。

3 座長の許可を得た場合には、委員の代理の者が出席し、意見を述べることができるものとする。

4 委員会は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員会等の公開)

第 5 条 委員会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはその限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記載されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については委員会の座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は 5 年間保存する。

(事務局)

第 6 条 委員会の庶務は、愛知県健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室が行う。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 23 日から施行し、推進計画の策定をもって廃止する。

(別表)

愛知県アルコール健康障害対策推進計画策定検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名
◎五十里 明	名古屋学芸大学管理栄養学部教授
池戸 悦子	愛知県精神保健福祉士協会会長
漆島 礼子	愛知県市町村保健師協議会西三河支部研修委員
岡田 寿夫	一般社団法人愛知県精神科病院協会理事
小栗 政義	特定非営利活動法人愛知県断酒連合会理事長
酒井 住雄	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会民生児童委員会 愛知委員会副委員長
笹尾 幸夫	愛知県公立高等学校長会会長
菅沼 直樹	医療法人成精会刈谷病院副院長
杉原 秀樹	名古屋市健康福祉局障害福祉部主幹
鈴木 健一	名古屋大学学生相談総合センター教授
鈴木由紀夫	愛知県小売酒販組合連合会
高木 仁美	公益社団法人愛知県看護協会常務理事
田辺 皓	愛知県酒造組合専務理事
塚田勝比古	N T T西日本東海病院名誉院長
西山 朗	公益社団法人愛知県医師会理事
丸山 真	愛知県保険者協議会会長
吉田 宏	愛知県衣浦東部保健所長

◎座長